

理 由 書

本地区は、国道 196 号沿道に位置し、北西約 5 km の位置に西瀬戸自動車道今治インターチェンジ、南東約 5 km の位置に今治小松自動車道今治湯ノ浦インターチェンジが設置されている。さらに、南西約 1.8 km の位置には今治小松自動車の今治朝倉インターチェンジ（仮称）が建設中であり、市街地及び郊外部からの交通利便性に優れた立地条件となっている。また、本地区の周辺部には、小売店、コンビニエンスストア等の商業施設が立地しているなど、幹線道路沿道における商業系土地利用の誘導を図る適地であることから、地域住民の生活利便性の向上を図り、当該地域の活力を維持増進するために地区計画を定めるものである。

本計画は、地区施設（公園）の適切な配置や、建築物等の用途の制限、建ぺい率の最高限度、敷地の最低限度、壁面の位置の抑制、建築物等の高さの最高限度、建築物の形態又は意匠の制限等を定め、周辺の営農環境や居住環境との調和を配慮しながら、幹線道路沿道としての立地条件を活かした良好な環境を有する土地利用の誘導を図ることを目的としたものである。